

町の景観への取り組みについてお知らせします ～制度の紹介・景観法に基づく届出について～

豊かで美しい自然景観や特色ある地域の町なみを守り、育てていくために、平成21年6月から箱根町景観条例と景観計画を施行しています。ここでは、町で行っている制度などについてお知らせします。

箱根町景観条例に基づく届出について▶▶▶

届出が必要な区域	・ 国立公園の区域以外の区域 ・ 国立公園の区域内の第2種特別地域D区域または普通地域	
届出が必要な行為	建築物 (①)	高さが13mまたは延べ床面積が1,000m ² を超える、新築・増築・改築など
	工作物 (②)	3mを超える擁壁や5mを超える街路灯など、一定規模以上の工作物の新設・増築など
	修繕・色彩変更 模様替え	上記の①・②に該当する建築物、工作物について外観を変更することとなる修繕などを一定規模以上行う場合。※色彩の変更は、現在の色と同じもので塗り替える場合も届出の対象となります。

※町内で塗替えをされる際は、まずは照会先へ相談してください。

箱根町景観まちづくり協力店認定制度について▶▶▶この制度は、町の景観条例・景観計画などの要件を満たした店舗や事業所を町が「景観まちづくり協力店」として認定し、その認定された店舗などを起点として、町と町民・事業者の皆さんが一体となって、より一層景観まちづくりを進めていくことを目的としています。

対象	町内の店舗・事業所など
認定基準	町内の法令・規定などを遵守するほか、別途定める基準を満たす必要があります。 法令など：箱根町景観条例・景観計画・自然公園法、神奈川県条例など 基準：建物の外壁・屋根の色彩、屋外広告物、緑化、自動販売機など

景観まちづくり修景費補助制度について▶▶▶

補助対象工事	景観まちづくり協力店の認定に向けて、認定基準に合った改装などを行う店舗・事業所について、その修景に掛かる費用		
補助区分	概要	補助率	上限
室外機などの修景	認定基準の一つとして「前面道路からエアコンなどの室外機が見えないこと」が条件となっていることから、その囲いなどの設置に掛かる費用を1店舗につき5台まで補助するもの。	2分の1	5千円
外観などの修景	建物の外壁などの塗替えや看板の改修（協力店の基準を満たすための修繕に限る）などを対象とするもの。	2分の1	10万円

箱根町景観フェイスブックページ・インスタグラムの紹介▶▶▶町の自然景観、歴史性・地域性豊かな魅力ある景観を推進するために、SNSを活用した情報提供を行っています。

景観フェイスブックページ「箱根町 景観だより」		景観インスタグラムアカウント「箱根町 景観フォト」	
開設日	平成28年10月14日	開設日	平成31年2月1日
URL	https://www.facebook.com/hakonekeikan/	URL	https://www.instagram.com/hakonekeikan/

※上記のページを閲覧するのみであれば、アカウントの登録は必要ありません

照会先 都市整備課 ☎85-9566



あなたの住む街のために、あなたのチカラを
かしてくれませんか

町消防団では、消防団員を募集しています。
消防団は、普段仕事をしながら、自分たちが住む地域の安全と安心を守る使命をもって活動しています。
また、近年は女性団員のきめ細かい対応や活動への期待が高まっています。
あなたも、地域防災を推進する消防団に入団しませんか。興味のある方、応募を心からお待ちしています。

対象 町内在住・在勤の18歳以上の方
照会先 消防本部消防総務課 ☎8214512

集団健(検)診の 予約受付について

今年度より、集団健(検)診の予約期間は受診日ごとに異なります。

9月に予約受付を行うのは次の日時の健(検)診です。

	日時	会場
①	11月12日(金) 男性 8時30分～10時 女性 10時～11時30分	役場本庁舎
②	11月19日(金) 9時～11時	役場本庁舎
③	12月6日(月) 8時30分～11時30分 14時～16時	さくら館

予約受付期間 9月6日(月)～17日(金)

※定員になり次第受付終了となります。

※受診可能な健(検)診項目については、ホームページおよび「保健だより」で確認してください。

てください。

※3月14日(月)のさくら館でのがん検診については、1月17日(月)から予約受付を行います。詳細については、広報1月号でお知らせします。

申込・照会先

◎特定健診・長寿健診
保険健康課
☎8519564

◎一般健診・がん検診
さくら館
☎8510800

年金生活者支援給付金の請求書が送付されます

平成30年度から開始されている年金生活者支援給付金制度の、令和3年以降の簡易な請求書(はがき型)が、8月末頃から9月上旬にかけて順次送付されます。

請求書(はがき型)が手元に届いたら必要事項を記入し、返送してください。

返送が遅れてしまった場合でも、12月末までに請求があったときは9月30日に認定の請求があったものとみなされ、10月分から年金生活者支援給付金の支給が可能となります。

ます。

◆支給要件
老齢年金

①65歳以上で老齢基礎年金を受けている
②請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
③前年の年金収入額とその他の所得額の合計が881,200円以下である

障害年金および遺族年金

①障害基礎年金、遺族基礎年金を受けている

②前年の所得額が「4,721,000円+扶養親族数×38万円」以下である
照会先 給付金専用ダイヤル ☎057010514092

AED貸出協力施設の公表・募集について

AEDが設置されている施設の付近で、不慮の事故や急病により心肺蘇生を必要とする急病人などが発生した場合に、AEDを無償で貸し出すことが可能な施設を募集したところ、7月末現在で57件の申請があり登録をしました。
AED貸出協力施設の公表

登録したAED貸出協力施設については、ホームページに「AED貸出協力施設一覧表」および「AED貸出協力施設マップ」として掲載し公表しています。

なお、AED貸出協力施設マップは、左記の2次元コードから確認ができます。



AED貸出協力施設の募集

引き続き「AED貸出協力施設」を募集していますので、登録を希望される方は、ホームページ、AED貸出協力施設登録・公表制度から「申請書」をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ消防署へ申請してください。

申込・照会先 消防署警備課(救急係) ☎8214511

狩猟免許取得費用の補助について

新たに狩猟免許を取得した方に、補助金を交付します。

対象

①町内に在住または在勤の方
②町税などの滞納のない方
③第一種銃猟免許については、町鳥獣被害対策実施隊に3年以上従事できる方

④わな猟免許については、自分の土地などで有害鳥獣の捕獲を実施する方

対象費用 狩猟免許申請手数料、医師の診断料、神奈川県猟友会が実施する狩猟免許取得のための準備講習会費用など

補助額 取得に要した費用の2分の1(限度額は、第一種銃猟免許が4万円、わな猟免許が1万円)

申請方法 狩猟免許を取得後、申請書に次の書類を添えて3か月以内に申請してください。

①取得した狩猟免許の写し
②対象費用の領収書
③町外在住の方は、在勤であることおよび税金などの滞納がないことがわかる書類

なお、予算に限りがありますので事前に確認してください。

照会先 環境課 ☎8519565